

一般社団法人日本膝関節学会

役員選出規則

第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会(以下「この法人」という)定款第 19,20 条の規定に基づき、この法人の理事及び監事(以下「役員」という)を選任するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (公示)

理事会が役員を選任を社員総会の議題としようとするときは、理事長は、原則として当該議題を目的とする社員総会の日の 6 か月前までに、当該社員総会で議決権を有する評議員(社員)に対してその旨を適当な方法で通知あるいは公示するものとする。

第3条 (立候補及びその撤回)

役員に立候補しようとする者は、前条の社員総会の日の 4 か月前までに、役員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という)宛てにその旨を申請しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、申請者は、立候補届その他所定の書類を提出しなければならない。

3 第1 項に基づく申請者がそれを撤回するときは、前条の社員総会の日の 1 カ月までに申請者本人の自署による撤回届を選考委員会宛に提出するものとする。

第4条 (役員を選任)

役員を選任にあたっては選考委員会で適正な候補者を選考し、役員候補者は理事会の議を経て、社員総会決議により役員に選任される。

第5条 (役員候補者選考委員会)

選考委員会は以下の人員をもって構成する。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

(3) その他委員 5 名

2 選考委員会は常設とし、委員長、副委員長およびその他の委員は、理事会の決議を経て選任される。それぞれの任期は、選任から 2 年後以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、2 期までの再任を妨げない。

3 前項の選任にあたっては、各人の属する専門領域を斟酌して適正な均衡を図るように務めるものとする。

4 この法人は、選考委員会の各委員の氏名を公表しない。

5 選考委員会の議事の内容は非公開とする。

第6条 (理事候補者の資格)

選考委員会において理事候補者として選考対象となり得る者は、以下の各号の一に該当し、かつ、選考する定時社員総会時に満 63 歳以下の者をいう。

① 次回に開催される定時社員総会にて任期が満了する理事にして、在任 2 期以内の者

- ② 通算 5 年以上在任している評議員 (JOSKAS 評議員または JOSSM 代議員を含む) で、かつ、第 5 条による推薦を受けた者

第7条 (監事候補者の推薦)

選考委員会において監事候補者として選考対象となり得る者は、評議員歴 5 年以上の評議員 (JOSKAS 評議員または JOSSM 代議員を含む) 又は理事経験者で、かつ選考する定時社員総会時に満 63 歳以下の者をいう。

第8条 (選考委員会による提案)

選考委員会は、理事、監事の候補者を選定し、選定された候補者を理事会に提案する。

2 前項の選定にあたっては、各人の属する専門領域を斟酌し、その人数配分において偏りが生じないように調整を図ることができるものとする。

第9条 (役員候補者の決定)

理事会では、前条による候補者について審議を行い、最終的な役員候補者を決定する。

第10条 (理事・監事の決定)

前条にて決定した役員候補者について、社員総会において承認を得て選出するものとする。

第11条 (規則の変更)

この規則は理事会の決議を経て変更することができる。

附則

1. この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。
2. この規則は、2024 年 6 月 4 日から施行する。